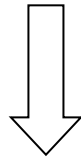


暴風警報、暴風特別警報時における対応について  
学校の臨時休業について

1 暴風（特別）警報等発令への対応について

- (1) 暴風（特別）警報発令中は休校（県教育委員会の判断による）
- (2) 校長の判断による休校

学校教育法施行規則第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。



原則上記の判断で休校とする。

西原町教育委員会独自に

極地的な非常変災（河川の氾濫等）、登下校の安全面が確保できない可能性がある時は教育委員会で判断し、全園（預かり含む）・全校統一で休校にする場合もある。

（周知は管理職への連絡、町ホームページへの掲載等で行う）

※教育委員会と学校で判断が分かれた場合は、学校の判断を優先する。

2 暴風（特別）警報等発令解除時の対応について

- (1) 解除された時刻が午前7時前の場合・・・通常通り登校・登園  
給食も原則通常通りあります。
- (2) 解除された時刻が午前7時以降の場合・・・終日臨時休校・休園
- (3) 河川の氾濫、風雨が強く危険と判断した際には、教育委員会で判断し、全校統一で早めに下校及び休園・休校にする場合もあります。  
※教育委員会と学校で判断が分かれた場合は、学校の判断を優先する。  
※午前7時の根拠・・・児童生徒が登校の準備等に要する時間が1時間程度だと考えられることから。遅刻の取り扱いは学校判断。  
※休校の際、授業時数の確認も宜しくお願いします。